

大和市告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したので、同法第20条第2項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書を本市街づくり施設部街づくり計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年12月16日

大和市長 古谷田 力

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

大和市渋谷七丁目地内

(3) 変更する部分

大和市下鶴間字甲一号、甲四号、乙三号及び乙四号、中央林間西三丁目、深見字坊ノ窪、上和田字宮久保、福田字甲五ノ区及び甲八ノ区、代官二丁目並びに渋谷八丁目地内